

検討の視点

○どのような事例を想定するか。

少額多数被害の事例のほか、大量に被害者が発生する詐欺的商法のような事例、被害者及び被害金額の特定が比較的容易な事例、違法行為の態様の個別性が強い事例、被害の内容及び損害額に個別性が強い事例等様々な事例の中で、どのような事例を想定するかにより制度設計が異なり得ると考えられる。

○個々の消費者の被害の回復を目的とするか、違法行為の抑止又は不当な利益の剥奪を目的とするか。

これらは必ずしも両立しないものではないと考えられるが、何を目的として重視するかにより制度設計が異なり得ると考えられる。

○請求権（訴権）行使の主体として、何が適切か。

個々の消費者の中から選定された者又は代表者とするか、適格消費者団体とするか、行政機関とするか、その他か。

○手続として、何が適切か。

民事訴訟とするか、行政手続とするか、刑事訴訟と連動させるか、その他か。

○審判対象として、何を捉えるか。

個々の消費者が有する請求権とするか、それとは別に何らかの請求権（訴権）又は金銭的なサンクションを観念するか、その他か。

○授權の要否、判決の効力、損害賠償額の認定、分配手続、保全手続についてどのように考えるか。

○その他